

事務連絡  
令和2年5月1日

市内指定計画相談支援事業者  
市内指定障害児相談支援事業者 各位

西宮市生活支援課  
西宮市法人指導課

新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについての期間延長について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の本市の取り扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて」（令和2年4月13日付生活支援課ほか連名事務連絡）等によりお示ししているところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の取り扱いに係る期間を延長し、下記の通りとします。

## 記

### 1. 適用期間

本取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

以上

### 【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課  
電話：0798-35-3130  
西宮市 法人指導課  
電話：0798-35-3082